

別表－38 災害救助法 適用範囲

適用基準	基準世帯数
家屋の全壊、全焼、流失等により住家を失った世帯（以下「被害世帯」という）の数が、右の基準世帯数以上に達するとき	80 世帯
被害が相当広範な地域にわたり、かつ県内の被害世帯の数が 2,500 以上に達する場合において、右の基準世帯数以上に達するとき	40 世帯
被害が全県にわたり、かつ、県内の被害世帯の数が 12,000 以上に達する場合において市町村の被害世帯の数が前 2 号に規定する数に達しないが、市町村の被害の状況が特に救助を要する状態にあるとき	—
被害世帯が (1) (2) (3) に該当しないが、知事において特に救助を実施する必要があると認められた場合	—

注 1 本市の人口

災害救助法の適用基準の根拠となる本市の人口は、平成 17 年度国勢調査により、81,560 人とする。（「50,000 人以上 100,000 人未満」の区分の基準となる。）

注 2 被害世帯数の算定基準

基準世帯数の算定に当たっては、次の被害の区分に応じ、それぞれに定める世帯数をもって 1 被害世帯と見なす。

世帯の被害の程度	「1 被害世帯」と見なす世帯数
全壊、全焼、流失した世帯	1 世帯
半壊、半焼する等著しく損傷した世帯	2 世帯
床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯	3 世帯